

内閣府

○総務省令第二号

文部科学省

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第二項第三号及び第四十二条第二項第三号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 永岡 桂子

# 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第二条の二 [略]</p> <p>2 令第二条第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>一〇三 [略]</p> <p>四 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項から第四項まで</p> <p>(整理退職の場合の一時金の決定の請求)</p> <p>第百二十九条 法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一〇三 略</p> <p>四 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職した者に該当する旨</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(組合役職員等の範囲)</p> <p>第百七十九条 [略]</p> <p>2 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。)とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第六条第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者</p> <p>〔三 略〕</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(国の職員の取扱い)</p> <p>第百七十九条の六 令第四十二条第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>二〇三 [略]</p> <p>四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号) 第</p>	<p>(職員)</p> <p>第二条の二 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>一〇 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十六条の六第七項第一号</p> <p>二〇 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第六条第一項第一号</p> <p>三〇五 [同上]</p> <p>〔新設〕</p> <p>(整理退職の場合の一時金の決定の請求)</p> <p>第百二十九条 [同上]</p> <p>一〇三 同上</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職した者に該当する旨</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(組合役職員等の範囲)</p> <p>第百七十九条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第六条第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>(国の職員の取扱い)</p> <p>第百七十九条の六 [同上]</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二〇 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号) 第七条第一項第一号</p> <p>三〇四 [同上]</p> <p>五 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号) 第</p>

<p>三条第一項又は第二項  五・六 「略」  七 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項又は第二項</p>	<p>三条第一項及び第二項  六・七 「同上」  「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和五年四月一日から施行する。